第１号の３様式（第11条の３関係）（昭58運令36・追加、平４運令30・平５運令15・平16国交令93・平18国交令108・平22国交令37・平22国交令56・一部改正）

(一)

油　記　録　簿

OIL　RECORD　BOOK

機関区域における作業

Machinery　space　operations

（すべての船舶）

（All　ships）

船　　名
Name　of　ship　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

船舶番号又は信号符字
Distinctive number
or letters　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

総　トン　数
Gross　tonnage　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

期　　間　　から　　まで
Period　　from＿＿＿＿＿　to＿＿＿＿＿

(ニ)

日 Date	符　　号 Code (アルファベット) (letter)	項　　目 Item (番　号) (number)	作業の記録及び当該作業の責任者の署名 Record of operations/signature of officer in charge

油濁防止管理者の署名
(油濁防止管理者の選任されている船舶に限る。)　＿＿＿＿＿＿＿＿

船　長　の　署　名
Signature of Master　＿＿＿＿＿＿＿＿

(三)

備考

1　次の表に掲げる作業を行つた場合に、その日付並びに当該作業の内容を表す符号及び番号を記入するとともに、必要な詳細事項を作業の記録及び当該作業の責任者の署名の欄に記入すること。

2　国際海洋汚染等防止証書を受有する船舶については、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。

記録すべき作業の内容並びにその符号及び番号

符号	番　号	作　　業　　の　　内　　容
(A)		燃料油タンクへの水バラストの積込み又は燃料油タンクの洗浄
	1	水バラストを積み込んだタンクの識別記号
	2	油の積載があつた後に、タンクを洗浄したかどうか。洗浄しなかつた場合には、タンクに積載していた油の種類
	3	タンクの洗浄
	.1	洗浄の開始時及び完了時における船舶の位置及び時刻
	.2	タンクの識別記号及び採用した洗浄方法（水による洗浄、蒸気による洗浄、化学洗剤による洗浄（使用した化学洗剤名及び使用量（立方メートルによる。）を表示すること。）の別を表示すること。）
	.3	洗浄水を移し替えたタンクの識別記号及び移し替えた洗浄水の量（立方メートルによる。）
	4	水バラストの積込み
	.1	水バラストの積込みの開始時及び完了時における船舶の位置及び時刻
	.2	タンクを洗浄せずに水バラストを積み込んだ場合には、水バラストの量（立方メートルによる。）
(B)		燃料油タンクからの汚れた水バラスト又は洗浄水の排出又は処分
	5	タンクの識別記号
	6	排出の開始時における船舶の位置
	7	排出の完了時における船舶の位置
	8	排出中の船舶の速力
	9	排出又は処分の方法
	.1	15ppm装置を通ずる排出

			．2	受入施設への処分（港名を表示すること。）	
		10		排出し、又は処分した量（立方メートルによる。）	
	(C)			油性残留物（スラッジその他の油性残留物）の収集、移替え及び処分	
		11		油性残留物の収集 毎週船内に残留した油性残留物の量を記入すること。（注１）	
			．1	タンクの識別記号	
			．2	タンクの容量（立方メートルによる。）	
			．3	総残留量（立方メートルによる。）	
			．4	手動で収集した油性残留物の量（立方メートルによる。）	
		12		油性残留物の移替え及び処分方法 移し替え、又は処分した油性残留物の量（立方メートルによる。）、空になつたタンクの識別記号及び総残留量（立方メートルによる。）を表示すること。	
			．1	受入施設への処分（港名を表示すること。）（注２）	
			．2	他のタンクへの移替え（タンクの識別記号及びタンク内の総量を表示すること。）	
			．3	焼却（作業に要した時間を表示すること。）	
			．4	その他（方法を表示すること。）	
	(D)			機関区域のビルジの非自動的な排出、移替え又は他の方法による処分	
		13		排出し、移し替え、又は処分した量（立方メートルによる。）（注３）	
		14		排出、移替え又は処分の開始及び停止の時刻	
		15		排出、移替え又は処分の方法	
			．1	15ppm装置を通ずる排出（開始時及び完了時における船舶の位置を表示すること。）	
			．2	受入施設への処分（港名を表示すること。）（注２）	
			．3	スロップタンク又はビルジタンクへの移替え（タンクの識別記号及び総残留量（立方メートルによる。）を表示すること。）	
	(E)			機関区域のビルジの自動的な排出、移替え又は他の方法による処分	
		16		15ppm装置を通ずる排出で、排出のために装置を自動作動方式にした時刻及び船舶の位置	
		17		ビルジをビルジタンクに移し替えるために装置を自動作動方式にした時刻（タンクの識別記号を表示するこ	

			と。）
	18		装置を手動にした時刻
(F)			装置の状態
	19		装置が故障した時刻（注４）
	20		装置が作動可能な状態になつた時刻
	21		故障の原因
(G)			事故その他の理由による例外的な油の排出
	22		排出の時刻
	23		排出時における船舶の位置又は場所
	24		油の概量及び種類
	25		排出の状況及び原因その他必要な事項
(H)			燃料油及びばら積みの潤滑油の補給
	26		補給
		．１	補給の場所
		．２	補給の時刻
		．３	燃料油の種類及び量並びにタンクの識別記号（補給量（トンによる。）及び補給後のタンク内の総量を表示すること。）
		．４	潤滑油の種類及び量並びにタンクの識別記号（補給量（トンによる。）及び補給後のタンク内の総量を表示すること。）
(I)			その他の作業その他必要な事項
			注１　国際油汚染防止証書の追補の「油タンカー以外の船舶の構造及び設備に関する記録」及び「油タンカーの構造及び設備に関する記録」の「３　油性残留物（スラッジ）の保留と処分の方法（第12規則）」に掲げるタンクに限る（国際油汚染防止証書を受有していない船舶にあつては、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）第６条第１項第１号に規定するスラッジタンクに限る。）。
			注２　船舶の船長は、受入施設（バージ及びタンクローリーを含む。）の作業責任者から、移し替えた日時とともに移し替えた洗浄水、汚れた水バラスト、油性残留物又は油性混合物の量を詳細に記録した受取書又は証明書を入手すること。当該受取書又は証明書は、油記録簿に添付されることにより、問題とされ

		た油汚染事故に当該船舶が関与していないことの証明に役立つことになる。当該受取書又は証明書は油記録簿とともに保存すること。 注３　ビルジタンク内のビルジを処分した場合にあつては、当該ビルジタンクの識別記号及び容量並びにビルジの残留量を表示すること。 注４　可能な限り、油水分離装置、ビルジ用濃度監視装置及びバラスト用油排出監視制御装置（タンカー以外の船舶にあつては、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置に限る。）の状態についても記載すること。